

裁決手続開始の決定について（公告）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年3月14日

新潟県収用委員会 会長 小泉 一樹

- 1 起業者の名称  
新潟県
- 2 事業の種類  
二級河川鵜川水系鵜川ダム建設工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所別表のとおり
- 4 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
該当なし
- 5 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和7年3月6日

別 表

1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		登記簿	現 況	登記簿	実 測	
新潟県柏崎市大字女谷字中ノ島	5842番4	田	山林	13	32.70	32.70
新潟県柏崎市大字女谷字駒ノ間	6977番1	田	宅地	3.30	84.26	71.68
新潟県柏崎市大字女谷字駒ノ間	6977番2	宅地	雑種地	57.52	107.41	107.41

2 土地所有者の氏名及び住所

土地の所在	地 番	氏名 (持分)	住 所
新潟県柏崎市大字女谷字中ノ島	5842番4	坂井 克典 (1/64) 国土交通省 (63/64)	新潟県新潟市中央区姥ヶ山四丁目17番35号
新潟県柏崎市大字女谷字駒ノ間	6977番1		
新潟県柏崎市大字女谷字駒ノ間	6977番2		